

(公印省略)

医 政 第 2 7 6 号
令 和 2 年 4 月 2 4 日

関係医療機関管理者 殿

大分県福祉保健部医療政策課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等の実施状況調査について（依頼）

本県の医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により取扱いが示されたところです。

電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った医療機関については、事務連絡の1.(5)において、その実施状況を報告することとされておりますので、下記により調査票を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象

事務連絡の1.(1)及び(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った医療機関。

〈参考〉事務連絡の概要 ※詳細は事務連絡をご確認ください。

・事務連絡の1.(1)

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合

・事務連絡の(3)②

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した患者に対して、2度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合

2. 様式

別添1 「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」

3. 提出期限

各報告対象月分を翌月第2週の月曜日までに提出ください。

※4月分については、提出期限が大型連休中になるため、5月7日(木)までとしています。実質的な期間が短く恐縮ですが、提出にご協力をお願いします。

〈参考〉 報告期限の例

報告対象月	提出期限
4月分	5月 7日(木)
5月分	6月 8日(月)
6月分	7月 6日(月)

4. 提出方法

電子メール又は郵送にて、大分県福祉保健部医療政策課医務班あて提出ください。

※提出いただいた調査票については、県において取りまとめのうえ、厚生労働省あて報告することから、集計が容易な電子メールでの提出にご協力願います。

電子メールでの報告が難しい場合は、郵送にて提出ください。

〈 提出先 〉

・電子メールの場合

a12620@pref.oita.lg.jp

・郵送の場合

〒870-0851 大分市大手町 3-1-1

大分県 福祉保健部 医療政策課 医務班

5. その他

報告様式(別添1)等については、大分県ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

〈 大分県ホームページ URL 〉

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tsuuchi.html>

(担 当)

大分県 福祉保健部 医療政策課
医務班 上田、山橋、戸高、安部
TEL 097-506-2646